

# 1 件名 三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

## 2 提案の根拠・理由

一般廃棄物処理手数料については、受益者負担の考えに基づき、一般廃棄物処理原価を基本に定める必要があるが、昨今の物価や人件費、燃料費等の高騰により、これら処理手数料に係る経費も上昇しており、現在、その額に乖離が生じている。

適正な受益者負担の確保を図ることを目的とし、一般廃棄物処理手数料を適正な金額とするため、三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正するもの。

## 3 条例の内容

一般廃棄物処理手数料を次のとおり改正するもの（裏面参照）

## 4 施行期日

令和8年10月1日

## 5 経過措置

(1) この条例の施行前に行われる一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。ただし、粗大ごみの処理に係る手数料については、この条例の施行の日以後に申込みのあった処理に係る手数料について適用し、同日前に申込みのあった処理に係る手数料については、なお従前の例による。

(2) この条例の施行の際現に交付されているごみ袋及びごみシールは、なお従前の例により使用することができる。